

平成30年第5回農業委員会議事録

平成30年5月25日

長瀬町農業委員会

平成30年第5回農業委員会議事録

開催通知年月日 平成30年5月11日
開催年月日 平成30年5月25日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 南 勉
閉会時刻宣告者 13時55分 事務局長 南 勉
会長 鈴木 誠 会長職務代理 村田 茂

○出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	野村 五郎	11	堀口 榮一
2	櫻井 汪	12	飯嶋 辰吉
3	福島美知子	13	鈴木 誠
4	中川 知久		
5	野原 新平		農地利用最適化推進委員
6	高橋 満	第1区域	中井 孝志
7	小菅 辰彦	第2区域	高田 幸好
8	村田 茂	第4区域	齊藤喜久夫
9	坂上 良資		
10	田端 久子		

○遅刻委員 な し

○欠席委員

第3区域 染野 亘志

議事参与者 事務局長 南 勉 主 査 村田 和也
主 事 峰岸 綾子

会議件名

- (1) 農地法第4条の規定による許可申請2件について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請2件について
- (3) その他

- ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中をご参集いただきまして大変ありがとうございます。

それでは、ただいまから農業委員会を開会いたします。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局長 初めに、鈴木会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。大分、農繁期に入りまして忙しいところをお集まりいただきましてまことにありがとうございます。

きょうは、委員の方にはこれから農振の関係が大分ありますので、時間が長くなると思いますので、スムーズのうちに終了させていただくようご協力のほうをよろしくをお願いいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

早速、会議に入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、本日は、推進委員の染野さんが用事がありまして、1名欠席ということで届け出が出ていますのでご報告申し上げます。

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人の指名を行います。

9番、坂上良資委員、10番、田端久子委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議がございませんので、よって、議事録署名人に9番、坂上良資委員、10番、田端久子委員を指名します。

◎農地法第4条の規定による許可申請2件について

○議長 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請2件について議題とします。

農地法第4条、番号1、———氏より許可申請があった住宅用地の転用について審議いたします。

事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局 事務局から説明させていただきます。

次第を1枚おめくりいただきたいと思います。

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請2件について、番号1についてご説明いたします。

申請者、住所・氏名、———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字井戸字———、地目は畑、面積は141平方メートルの1筆でございます。転用の目的は住宅用地となっております。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。場所は、———区内、消防団1-3詰所の南西側にある場所でございます。

次に、申請の事由でございますが、現在住んでいる住宅———は、冬場はとても寒く、また病がちなため、申請地に新たな住宅を建築し、安定した生活を送りたいということでございます。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図、平面図もあわせてごらんいただきたいと思います。土地造成は141平方メートルです。建築物は専用住宅1棟、建築面積36.44平方メートル、排水処理方法は合併浄化槽となります。

次に、資金計画でございますが、———
———現在お返ししております申請書に、———
———も添付させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。

次に、農地の区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

次に、その他でございますが、県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域の特定地域内にあり、町道井戸20号線に接している農地でございます。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます齊藤喜久夫委員の説明をお願いいたします。

○齊藤喜久夫委員 去る5月17日、鈴木会長、事務局の方と3人で現地確認を行わせていただきました。

この公図にありますとおり、現在お住まいの住宅と前の町道井戸20号線に接しているところでございまして、何ら問題ないと思っております。

以上でございます。

○議長 齊藤喜久夫委員の説明が終わりました。

続きまして、農業委員の説明を行います。

担当は私ですので、私も一緒に、この間事務局と一緒に見せていただきました。あのうちは、前は山の上のほう、東側にあったのですがけれども、一度下へおりてきて、大分長い間、住んでいるのもう結構老朽化しているんですね。その関係で風通しが大部いいうちになってしまったので、新しく建てたいということです。道路と本当につながっていて、別に問題ないと思いますのでよろしくをお願いいたします。

○議長 本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、よって、本件は許可相当の意見を付して、県知事宛てに進達することに決定しました。

次に、農地法第4条、番号2、———氏より許可申請が来た住宅敷地拡張の転用について審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 それではまた、議案のほうを1枚おめくりいただきたいと思っております。

番号2、申請者、住所・氏名、—————さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字中野上字和田—————、地目はどちらも畑、面積は590、197、合計787平方メートルの2筆でございます。転用の目的は住宅敷地の拡張で、こちらは追認の案件となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。場所は、—————内、役場の西側にある場所でございます。

次に、申請の事由ですが、私は—————に嫁に来て以来、現状のまま利用してきましたが、2年ほど前に主人が亡くなり、相続登記の手続をお願いしたところ、申請地が農地になっていることがわかりました。全てのことを主人任せで今日に至りましたので、是正したいのでよろしく願いいたしますということでございます。

次に、計画の内容ですが、土地造成787平方メートルになります。

裏面に配置図と現況写真がございますので、こちらも確認をお願いいたします。

次に、資金計画でございますが、本件は追認のため新たな費用は発生いたしません。現在お返ししています申請書に始末書も添付されておりますので、あわせてご確認をお願いいたします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。

次に、農地の区分は、役場から300メートル以内に位置する農地のため第3種農地と判断されます。

次に、その他でございますが、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内であり、町道本中34号線に接している農地でございます。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます高田幸好委員の説明をお願いいたします。

○高田幸好委員 高田です。

本件につきましては、18日に坂上委員と私、それから、村田さんで現地を確認させていただきました。

ご案内のとおり非常に複雑なところで、処分を考えている中で判明したというふうないきさつがあるようでございます。したがって、現在も建物が農地の部分に全て入っているというふうな現状でありますので、やむを得ないというふうに判断をいたしております。

以上です。

○議長 高田幸好委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明を行います。

9番、坂上良資委員の説明をお願いします。

○9番坂上良資委員 9番、坂上です。

この間、高田委員さんと村田さんとで3人で見てきました。実際、昔というか、養蚕のハウスが鉄骨なんかがもう建っちゃっているところなので、これは現状でやむを得ないかなと思っています。審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 坂上良資委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手を認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して、県知事宛てに進達することに決定しました。

◎農地法第5条の規定による許可申請2件について

○議長 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請2件について審議します。

番号1、番号2は関連がございますので、まとめて説明いただきます。

農地法第5条、番号1、———氏所有の農地を———氏が専用住宅及び通路へ移転するための許可申請について、番号2、———氏の所有農地を———氏が出入り口通路に移転するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案をまた1枚おめくりいただきたいと思います。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請2件について説明をさせていただきます。

まず、番号1について説明させていただきます。

譲受人、住所・氏名、———、———さん、譲渡人、住所・氏名、

_____、_____さん。

次に、申請土地の表示でございますが、所在地、_____、地目はいずれも畑でございます。面積は上から238、40、104、合計382平方メートルの3筆でございます。転用の目的は、専用住宅及び通路敷でございます。権利の内容は、使用貸借権の設定となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。場所は、_____区内、郷土資料館東側にある場所でございます。

次に、申請の事由ですが、私は現在両親と一緒に実家で暮らしております。将来のことを考えマイホームを建てたいと切望しておりました。祖母及び両親に相談したところ、本申請地を祖母から借り受けて建築したらどうかと話がまとまり、今回を機に独立し、自己居住用専用住宅を建築したく申請に至りました。実家の隣接地ということで両親の様子や面倒も見られるし、将来子供ができれば面倒も見てもらえるということが一番の理由です。また、小さいころからの生活習慣性もあり、生活にはとても利便性がよい場所にあることから選定いたしましたということでございます。

次に、計画の内容でございますが、裏面の配置図と平面図もあわせてごらんいただきたいと思えます。

土地造成は382平方メートル、建築物は専用住宅1棟、建築面積は62.09平方メートル、排水処理方法は合併浄化槽となります。

次に、資金計画ですが、_____というところでございます。現在お返ししています申請書に、_____も添付されておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域の特定地域内にあり、町道長瀬36号線に接している農地でございます。

続きまして、番号2について説明をさせていただきます。1枚おめくりいただきたいと思えます。

番号2、譲受人、住所・氏名、—————さん、譲渡人は番号1と同一のため省略をさせていただきます。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字—————、地目は畑、面積は41平方メートルの1筆でございます。転用の目的は出入り口通路でございます。権利の内容は使用貸借権の設定となります。

次に、申請の事由でございますが、番号1の専用住宅建築の申請による接道を確保するため、現居住の敷地と既存倉庫の敷地が分断され、接道がなくなるため、倉庫の出入り口として利用したいということでございます。

次に、計画の内容ですが、次のページの配置図もごらんいただきたいと思います。土地造成は41平方メートルでございます。

資金計画ですが、本件は使用貸借で工事等は発生しないため、新たな費用は発生しないということでございます。

次に、農地の状況ですが、こちらは番号1と同一のため省略をさせていただきたいと思います。

以上で番号1、番号2の説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 中井です。

事務局の村田さんと担当推進委員の村田さんと3人で現地を確認に行きました。15日です。案内図にあるように、裏側は宝登山の山道が通っています。南側というか、西のほうがいいのかな、新井家の住宅の近くの土地です。この宝登山山道より3メートルぐらい低いところに土地があるのです。

以上です。

○議長 中井孝志委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明を行います。

8番、村田茂委員の説明をお願いします。

○8番村田 茂委員 8番、村田です。

30日、事務局と中井孝志推進委員とともに現地確認をいたしましたところ、全て、先ほど中井委員が申し上げましたとおり適切な配置であり、また、この道路に関しても、こういう進入路としてどうしてもこれが必要だということで対応したのだと思いますので、皆様のご

審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 村田茂委員の説明が終わりました。

本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので異議なしと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して、県知事宛てに進達することに決定しました。

以上をもちまして議案の審議は終了いたしました。

◎その他

○議長 次でございますが、6月の委員会の日程でございます。6月の委員会は25日月曜日午後1時30分からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、25日月曜日午後1時30分からとしたいと思います。

事務局から何かございますか。

○事務局 その他でございますが、先月の農地転用許可の状況でございますが、農地法第5条の2件につきましては5月18日付で許可となっております。

また、5月22日に、長瀬幼稚園の農園でサツマイモの植えつけのための畑づくりの作業を中井推進委員さんに行っていておられますので報告をさせていただきたいと思ひます。

あと、毎年のことなのですが、机の上に緑の羽根を置かせていただいたのですが、緑の募金について埼玉県農業会議のほうから毎年協力依頼がございまして、その緑の羽根を置かせていただいているものでございます。例年、懇親会の残金から募金のほうを行わせていただいておりますが、今年度も同様に懇親会の残金からお一人100円ずつの、委員さんは17名いらっしゃいますので、合計1,700円で寄附のほうをさせていただきたいと思ひますので、ご了解いただければと思ひます。

以上でその他の報告になります。

○議長 以上で本日の審議は終了いたしました。

これで議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

◎閉 会

○事務局長 これをもちまして、農業委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午後1時55分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

平成30年5月25日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 坂 上 良 資

署名委員 田 端 久 子